



権力の浸透と正当性の確保 : 閻錫山による「自治」の本質

程, 書嘉

(Citation)

国際文化学, 33:135-159

(Issue Date)

2020-03-25

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012024>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012024>



権力の浸透と正当性の確保—閻錫山による「自治」の本質—

Penetration of Power and Ensuring Legitimacy

—The Essence of Yan Xishan's Autonomy—

程 書嘉

CHENG Shujia

概要

1917年、山西省を支配した軍閥である閻錫山は、「村制」¹⁾を山西省の農村に導入した。しかし、村を「自治」の単位として決められたにもかかわらず、村の議会が設置されていないため、「村制」は「官治」によるものと言える。ただ、1922年、「村制」が実施されてから5年後、閻錫山は一転して「官治」を放棄し、村民会議などの村の「自治」機構の設置を提案し、「自治」を山西省の農村に導入しようとした。本稿は、主に民国期山西省に設置された「村民会議」の特徴、そして閻錫山が山西省で「自治」を導入する原因を検討するものである。当時の山西省「村民会議」に関する文書の分析を通じて、「村民会議」などの機構は、閻錫山が村の有力者の権力を牽制するために作り出したものであることが判明した。閻錫山が村の有力者の権力を牽制するきっかけは、村制の実施後、村長という職が往々にして村の有力者である「社首」によって独占されたため、村長による不正行為が多発したことにあるが、しかしその最も重要な理由は、自らの支配力の農村地域への浸透にある。そして、「自治」という大義名分の下で導入される「村民会議」は、実に閻錫山が農村をコントロールするために実施した独自の「村治」²⁾を正当化する手段にすぎない。

キーワード

山西省「村治」、閻錫山、村民会議、自治、村長

I はじめに

中華民国の成立後、北京政府(1912—1928年)の下、とりわけ、袁世凱の死後における中国の政局は、軍閥混戦の様相を呈していた。このような軍閥混戦の下で、民国期にわたって一つの地域を完全に支配することができた軍閥は、山西省の軍閥である閻錫山ただ一人しかいなかった。その意味で、閻錫山政権は、中国の地域史における近世から近代への構造変換を考える上での、重要な画期になりうるということである。閻錫山が山西省の支

配を維持することができたのは、言うまでもなく、彼の強い軍事力にある。ただし、彼が強い軍事力を持つことは、やはり独自の「村治」運動を通じて、その権力を人口の多い農村部に浸透させることができたためであると考えられる。本稿で扱う農村部における「村民会議」の設置は、まさに山西省「村治」運動の重要な一環である。そのため、近代の山西省社会が歩んでいた道程を究明するためには、閻錫山の果たした役割を明らかにすることが重要であり、特に彼らの「村民会議」という構想の特徴と当時の山西省の社会状況との関係性を解明する必要がある。

1922年11月11日、閻錫山は当時の中華民国大總統である黎元洪に「呈大總統文」と題する報告書を提出した。その中で彼は「これまでの村制実施は村治の初期段階に過ぎず、あくまで官治による村治であり、村民自ら村の政治を行うようなものではない。そのため、(山西省は)今春から(これまでの村制の)改善に着手する」と述べている³⁾。また、この報告書の中で、「村民自ら村の政治を行う」機関として、「村民会議」、「村公所」、「監察委員会」、「息訟会」、「保衛団」などの設立についても説明し、山西省の「村治」はこれらの機関によって「今から村民自弁村政(村民自ら村の政治を行う)の時代」、すなわち「自治」の段階に入るとされた。

山西省における支配を確立させた時期に、閻錫山が直面した最大の難題は中央政府の牽制から脱することであった⁴⁾。閻錫山は「村制」の導入を通じて農村部に徴兵制を敷くことで、大きな兵力を持つようになり、その目標を達成した。1918年から閻錫山が山西省の軍事権(督軍)と民政権(省長)をともに手に入れたことが、まさにその証である。しかし、こうしてすでに山西省における支配を確立させた閻錫山が、なぜここにきてまた農村部における「自治」の導入を考えるようになったのか。それは当然、閻錫山の言う「自治」の内容に関係すると思われる。では、その「自治」とはいったいどのような特徴を持ち、その本質はなにか。これらの問題は、閻錫山による「村治」の性格の究明だけではなく、民国期における山西省の農村社会構造が抱えていた問題を究明する上においても、重要な問題である。

しかし筆者の知っている限り、閻錫山による「村治」への「自治」の導入、特に村民会議を設置させた原因を当時の国内情勢や、1917年の「村制」実施後、山西省農村部で起こった新たな問題と結び付けた先行研究は極めて少ない。「山西省政治協商会議文史資料研究委員会」による『閻錫山統治山西史実』はこの問題について「村本政治」という一節を設けて閻錫山の農村政策の内容を紹介し、さらに1922年における村治政策の具体化と閻錫山による「進山会議」との関係性を明らかにしている⁵⁾。しかしその紹介と分析は概要にとどまり、またイデオロギー色が極めて濃く、客観的な評価とは言えないものである。

亦鳴の論文「閻錫山郷村建設之研究」は、村治の新段階において設置された「村民会議」、「村公所」、「監察委員会」、「息訟会」及び「保衛団」などの組織を詳細に紹介し、「それらの組織の完備は当時の山西省の経済発展と社会の進歩に大きな影響を与えた」と評価している⁶⁾。しかし、この論文は、これらの機関の特徴、そして閻錫山がなぜこれらの組織を設置したのかについての分析がほとんど行われていない。

黄東蘭はその論文「民国期山西省の村制と日本の町村制」においてこの時期に初めて設置された村民会議に触れ、「山西省の村人による自治は村人の真の自治的要求に基づいたも

のではなく、編村と同様に閻錫山が上から推進したものである」と鋭く指摘している⁷⁾。しかし、この論文は「村民会議」における選挙・被選挙の資格と決議事項を具体的に分析しておらず、国内の情勢との関係性という側面から閻錫山がなぜ村民会議を設置したのかを十分に分析できていない。

閻錫山による「自治」の実施は、その後の支配及び山西省農村社会に大きな影響を与えている。この問題の意義及び先行研究の不足に鑑み、本稿では「村民会議」などに関する史料を中心に、この段階における村治システムの新たな展開を跡づけた上でその特徴を見出し、さらにこれらの特徴の本質に対する分析を通じて、その思想の淵源を探る。そして当時の国内情勢の変化と「村制」が実施された後に現れた山西省農村の新たな問題を踏まえて、閻錫山の思想的変容の理由を明らかにし、その近代山西省の農村社会にもたらした影響を検証する。

以上の問題を解決するため、本稿では、以下の2種類の史料を利用する。

史料①:「村治」の第一段階である「村制」の導入が農村社会にもたらした影響に関する史料である。山西省地方志弁公室編『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年。『山西村政彙編』、山西省村政処、1928年。劉大鵬『退想齋日記』山西人民出版社、1990年。

『民国山西村政建設』と『山西村政彙編』は、主に当時の山西省政府が村治を推進するために、発布した行政命令や政策である。これらは、村制の実施後、山西省農村の実態を究明するための重要なデータを示しているが、すべて政府によって編成されたものであったため、農村の実態について十分に把握できたとは思えない。そこで本稿では山西省太原県の赤橋村に居住する「紳士」である劉大鵬が記した『退想齋日記』を使って村制実施後の山西省農村の実態をより詳しく検討する。

史料②:「村治」の第二段階である「村民会議」の設置に関する史料である。山西省政協文史資料委員会編『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010年。山西省政書編輯処編『山西現行政治綱要』、山西省政書編輯処、1921年。閻錫山『治晋政務全書初編』山西省公署、1928年。

『民国早期山西村政史料選編』は、公刊資料として、主に当時の山西省政府が発布した村民会議をはじめとする機関に関する政策の記録であり、その内容の信憑性が高い。また、『山西現行政治綱要』と『治晋政務全書初編』には、村民会議についての閻錫山の言論が記録されている。これは、閻錫山による村民会議の構想とその変遷を究明するための重要なデータと言えるが、すべて閻錫山の部下によって編成されたものであったため、その内容の信憑性をもう一度確認する必要がある。

II 「村民会議」を設置する閻錫山の狙い

2.1 村議会から「村民会議」へ—閻錫山による構想の転換

閻錫山が中華民国大統領である黎元洪に対し、「村民会議を設置する」ことに言及した「呈大總統文」を提出したのは1922年である。先行研究は、「村民会議」の内容と意義を検討していたにもかかわらず、しかし見逃された一つの事実は、「呈大總統文」提出前の1920年9月に、閻錫山はすでに黎元洪に「呈大總統公函」を提出し、その中で「村民会議」の

設置には言及していないものの、その代わりに村議会の開設、村民の選挙権・被選挙権に関する自分の構想を提起していることである。村議会の設置を前提に閭錫山は村に住む「住民」と選挙・被選挙権を有する「公民」の概念を次のように規定している。1、「凡そ村内に居住する者はすべて住民と見なす。」2、「住民の中で次の四つの条件をすべて満たす者は公民と見なす。①本国の国籍を持つ者、②満二十五歳以上の男子、③三年以上村に居住する者、④「地丁米豆」（農業税）を二元以上納める者もしくは五百元以上の固有財産を有する者」。

3、「公民は村長、村議事（村議員）の選挙権だけではなく、被選挙権も有する」⁸⁾。ここで注目すべきは、選挙・被選挙資格についていずれも納税、固有財産を基準として設定したことである。当時まだ貧しい山西省の農村では、「五百元以上の固有財産を有する者」と言えば、村の富商または村の有力者に限られる。つまり、この制度の下では、村の富商または村の有力者だけが村の政治に参加することが制度的に保障されているのである。

このような選挙・被選挙の資格に関する規定は、言うまでもなく閭錫山の独自の発想によるものではなく、明治期日本の町村制の影響を受けたものである。それは、明治期日本の町村制において住民と公民とが分けられている点からはっきりと読み取れる。

第六條 凡町村内ニ住居ヲ占ムル者ハ總テ其町村住民トス

凡町村住民タル者ハ此法律ニ從ヒ公共の營造並町村有財産ヲ共用スルノ權利ヲ有シ及町村の負擔ヲ分任スルノ義務ヲ有スルモノトス但特ニ民法上ノ權利及義務ヲ有スル者ハ此限ニ在ラス

第七條 凡帝國臣民ニシテ公權ヲ有スル獨立ノ男子二年以來（一）町村ノ住民トナリ（二）其町村ノ負擔ヲ分任シ及（三）其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムル者ハ其町村公民トス其公費ヲ以テ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者ハ此限ニ在ラス但場合ニ依リ町村會ノ議決ヲ以テ本條ニ定ムルニケ年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

此法律ニ於テ獨立ト稱スルハ満二十五歳以上ニシテ一戸ヲ構ヘ且治産ノ禁ヲ受ケサル者ヲ云フ

第八條 凡町村公民ハ町村ノ選舉ニ參與シ町村ノ名譽職ヲ担任スルノ權利アリ又其名譽職ヲ擔任スルハ町村公民ノ義務ナリトス……⁹⁾

すなわち、この時点で閭錫山は村民を「住民」と「公民」とに区分し、公民だけが選挙権と被選挙権の資格を有すると規定した。さらに公民になる四つの条件として、第一に国籍＝帝國臣民、第二に二年以上町村の住民として居住していること、第三に満二十五歳以上の男子、第四にその村において農業税＝地租と「直接国稅年額」などを納める者としたが、これらはすべて明治期日本の町村制における選挙・被選挙資格に対する規定をそのまま受け入れたものだと思われる。明治日本の町村制に関する先行研究によれば、町村議会の選挙・被選挙資格に関する規定は、地主＝地方名望家だけが自治体の政治に携わることを制度的に保障するものとされている¹⁰⁾。ここから、この時点で、閭錫山は、明治期日本の町村制を学んだことにより、村の有力者により「自治」を行うことを考えていたことがわかる。

しかし1922年11月、つまり上記の「呈大總統公函」の提出から二年を経た時点で、閻錫山は改めて大總統黎元洪に「呈大總統文」を提出した。そこには「村民自ら村の政治を行う」という「村政改革」を推進するために、村の議決機関として「村民會議」、村民會議の執行機関である「村公所」、監察機関である「監察委員會」、及び裁判機関である「息訟會」を村の中にそれぞれ設けるという閻錫山の構想が呈示されている¹¹⁾。注目すべきは、その中で日本の議会の機能を持つ村議會設置の構想を一転して放棄し、代わりにすべての村民を村の政治に参加させる「村民會議」を設置する構想を提起したことである。

閻錫山はなぜ村會議設置の構想から「村民會議」を設置する構想へ転換したのか。その理由は、まず「村制」の導入後に生じた新たな農村問題にあると考えられる。村治の初期段階において、閻錫山は戸籍の調査や徴兵・徴税をより円滑に推進するため、村長に大きな権力を与えていた。しかし、それによって、村長による不正行為が多発するという問題が生じた。「村」が行政単位とされてから、村の財政や村人間の訴訟に対する裁決権はすべて村長が握っていた。そこで、村長が村の公金を横領または流用するという不正行為が多発した。

調査員趙廷幹の報告によれば、霍県の各村において、村長は村の公金を管理していることを利用し、公金を横領するほどではないにしても、往々にして公金を一時的に流用する事態が多発した。そのため村長選挙における買収、脅迫などの不正行為が度々発生した¹²⁾。

報告によれば、この県（趙城県）では各村の財政は規則では整理・公布されることになっているが、実際に不透明のところが多かった。各村では、本年の改選で選ばれた村長が公金支出の内容を公表することができなかったため、多くのトラブルが生じた¹³⁾。

また、村長による訴訟の裁決にも問題が生じた。一般に山西省の農村部では伝統的に訴訟が忌避されてきた。山西省では紛糾の多くは村の「社」における長老たちの調停で解決されていた¹⁴⁾。しかし、「村制」が実施された後、農村の訴訟はすべて村長一人によって裁決されることとされたため、公正公平をいかに保つかという問題が生じた。閻錫山が發布した「行知右玉県各村長対訟案不得專橫独斷」という行政命令には、「この県（右玉県）の訴訟案件は以前往々にして村長一人の独断によって処理されていた。しかし、村民は村長を信用していないことから、紛糾が生じれば、直接県署に訴状を提出することにした」という記録がある¹⁵⁾。すなわち、村治の初期段階では、村長一人に訴訟を処理させたため、訴訟案件の裁決が公平公正に行われる保障はなかった。

以上のことから、「村治」の初期段階において、公金の管理、訴訟の処理を含め、村のすべての行政を任された村長の権力が大きかったため、村の「自治」は村長が私腹を肥やし、村人間の紛糾を好き勝手に裁決するなど、村を私物化することを正当化するようなものであったことがわかる。

しかし、なぜ「村制」の実施後、村長の不正行為が多発したのか。それは、「村制」に「村長の選挙資格」という規定があったにもかかわらず、村長の候補者がどのように選ばれる

のか、についての言及がなかったことに関係すると考えられる。そこでは、村長という職が往々にして伝統的な組織のリーダーである「社首」によって独占されていた。例えば、これについて、閻錫山が1921年10月に出した「行知大同県選任村閭隣長勿按旧習以郷会会首挨門輪流充當文」と「指令懷仁県電報撤換不職村長并布告郷約等均受村長直接指揮文」では、以下のように述べられている。

報告によれば、この県（大同県）では村長が村の事務に対してほとんど無関心な人である。それは、従来の慣習のせいだとも言われる。往時は村に社の社首がいた。社首の選出は社の成員の間で持ち回りされていた。今その慣習は村長と閭長の選挙において継承されている。社首の数が足りない場合には、村長副が閭長を兼任している¹⁶⁾。この県（懷仁県）において不正を働いた村長を免職し、それについて監査を行わなければならない。郷約社首が村内のことを一手に握るといような慣習は許されないものである¹⁷⁾。

つまり、もともと山西省の農村社会では、「社首」が権威的な存在とは言え、「社」の事務を処理する前に社の会議ですべての社のメンバーと相談し、みな合意を得る必要があった。しかし、「村制」の実施後、村民会議のような議事をする空間がないため、村長が独断で権力を振るうことができるようになり、これが「村制」実施の初期段階で、村長による不正行為が多発する原因となった。

これらの村民たちの利益と直接関係する問題の発生において、村治の初期段階では村の行政権が公平公正に行使されていなかったことがわかる。そして、村長の独断が村民の反発を招き、太原、平陸、寿陽などの県では、村民が村長を殺害する事件がたびたび発生した¹⁸⁾。このような事件の発生からわかるように、村長になる伝統的な村の有力者の権力が拡大することは、言うまでもなく閻錫山の政治統合にとって邪魔なものであった。閻錫山は、農村社会の人々にある程度の公平さを感じさせなければ、農村社会を安定させることはおろか、自分の支配力を農村地域へ浸透させることさえも不可能であると考えていた。これらの問題を解決するために、閻錫山が考えた解決策は「自治」の導入を通じて村長の権力を制限することであった。それは、閻錫山が「村民会議」をはじめとする一連の制度を作り出していく最も重要なきっかけとなった。

「村民会議」を利用し、村の有力者を制限する閻錫山の意図は、前述した「呈大總統文」からも明らかに読み取れる。「呈大總統文」の中で、「村民会議」に関する閻錫山の構想は、次の三点からなる。第一は、村民会議の設置により、主権在民を體現し、そして、「民治主義」を村レベルに反映させていることである。これについて、閻錫山は、「第二は、村民会議の設置である。村民というのは、村の主人である。一つの村の権力はその村の村民が持つ。一村の村民はその村の行政に参与すべきである」と述べ、「村民会議は民治を固める基礎である」と強調している¹⁹⁾。ここで注目すべきは、閻錫山による「民治」という概念の提起である。「民治」の具体的な内容について、閻錫山は1922年の「告各県高小国民学校教員」において次のように説明している。「民治とは何か。それは人民が自らのことを自ら治めるという意味である。民治の対義語は官治や紳治である。官治の場合、官がよくない

れば、(村を) 治めることができない。紳治の場合も、紳士がよくなければ、(村を) 治めることができない。官治と紳治が民治よりよくない理由は、善政を長く続けられないことにある。そのため、民治が一番よいものである」²⁰⁾。

この閻錫山の「民治」に対する定義から見れば、彼の言った「民治」とはむしろ「自治」とほぼ同じ意味であることが分かる。これに比べ、「官治」と「紳治」はそれぞれ村長と紳士によって農村を治めることである。すなわち、閻錫山は支配を長く続けるために「官治」や「紳治」より「民治」または「自治」のほうが支配を長期化することに有利であると気付いたのである。そして、このような「民治」を実現させるためには、閻錫山は「村民自ら政治を行う場」である「村民会議」をその基礎にしなければならないことに思い至った。ここからわかるように、「自治」を導入した閻錫山の本音は、それを利用して農村社会における村長や有力者の権力を牽制することにあった。

第二は、村民会議の設置を通じて、すべての村民の政治参加の能力を養成しようとしたことである。これに関して、閻錫山は以下のように述べている。

また、社会の改造については、まずすべての村民の覚悟をその起点としなければならない。村民会議は村民の自覚を養成する道である。往時の「村制」が実行された後、五十五万人の村長、閻長、隣長がいたにもかかわらず、(村の政治に参加した人は) ひっきり比較的小数の人々でしかなかった。すべての人々の政治参加の能力を育成するには、村民会議を設置しなければ何も始まらない²¹⁾。

つまり閻錫山によれば、「村制」を実施したものの、村民は政治に対して無関心であり、村の政治に参加したのは村長、閻長及び隣長のみであった。そのため、村の政治がすべて有力者によって決められることになってしまった。これを防止するために、閻錫山は村民会議の設置を通じてすべての村民の政治参加の能力を養成することを唱えた。そうすることにより、公共利益を重んずる村民の責任感を涵養することができるという。その目的は、やはり村長や有力者の権力を牽制することにあった。

第三は、村民会議は山西省の伝統的「自治」の慣習に沿ったものであるため、その導入が容易なことである。これに関して、閻錫山は以下のように述べている。

山西省の郷村では、社という伝統組織があり、(社の内部の) 事務が公開での協議を通じて処理されていた。(「村治」を施行する時すでに) その慣行が認められ、広められていた。村民会議の章程について村民は昔の慣行に従って自ら制定することができるため、政府は法律を作ってこれを規定する必要がある²²⁾。

明清時代にできた山西省の「社」は、一種の伝統村落の自治組織である²³⁾。社の果たすべき役割についてだけではなく、「社首」の選挙、社における各事項の決議方法にも「自治」の要素が含まれていた。つまり、社首は社の会議で社員によって選挙され、すべての社員が選挙権と被選挙権を持ち、一般的には一戸の家長のみが出席することになっていたのである²⁴⁾。一部の地域では、女性さえも社首に選ばれた例があった。これについて、乾隆十

一年(1747年)の鳳台县臨澤村の『海潮庵修碑記』では、「布と糧食はすでに豊かになり、事業も盛んになったと言えよう。遂に孟門焦氏、劉門張氏、劉門王氏を社首に推薦する」という記録が残っている²⁵⁾。さらに、社の事務処理も、社の会議ですべての社員によって決議される²⁶⁾。一見すると、閻錫山が村民会議に伝統的な「自治」を導入したのは日本の「近代」的制度の単純な模倣ではなく、山西省の伝統的習慣を重視した結果であると考えられる。しかし前述の二点とあわせてみれば、閻錫山が伝統的な社の「自治」を復活させようとしたのは、やはり村民の伝統的な「自治」の意識を喚起し、それを通じて村長や有力者の権力を牽制しようとしたことにあったと思われる。

以上、明治期日本の町村会をそのまま模倣する村議会の構想から出発し、日本と異なる「村民会議」の構想に至るまでの閻錫山の構想の転換からわかるように、閻錫山の狙いは村の有力者だけを村議会に参加させるというもともとの考えから、村の権力が少数の有力者のみに集中するのを防ぐことへと変わっていった。

2.2 村民会議による村の有力者に対する牽制

山西省における「村政改革」が一斉に始まったのは1927年のことであり、この年の8月18日に山西省政府は「改進黨制条例」を發布した²⁷⁾。つまり、閻錫山が「村民自ら村の政治を行う」ことに言及した報告書を提出してから五年後であった。また、この報告書の提出前の1922年3月に、山西省政府はすでに陽曲、榆次、および太原の三つの県を「自治」制度を導入する「実験県」に指定し、さらに6月には、平定、襄陽、太谷、忻県、定襄の五県を実験県に指定した²⁸⁾。その試行の内容は実験県の村に「村民会議」・「村公所」・「監察委員会」・「息訟会」を設置することである。閻錫山によれば、「村治をより円滑に施行するために、まず小規模な範囲で試行し、ある程度成功した後、その経験に基づき、全省に拡大する」²⁹⁾。つまり、黎元洪に対して「村民自ら村の政治を行う」ことを伝えたのは、決して閻錫山の一時的な思いつきではなく、実験である程度、経験した上でのことであり、数年の実験を通じてその可能性を見極めた上で広めたのである。ここからも、閻錫山が山西省農村社会の自治の問題を非常に重視していたことが分かる。

1927年8月に發布された「改進黨制条例」によれば、村治システムは「村民会議」と「村公所」・「監察委員会」・「息訟会」の設置という四つの部分に分けられている。そして、その四つの組織に対して、山西省政府は同時にそれぞれ「村民会議簡章」、「村公所簡章」、「村監察委員会簡章」、および「修訂息訟会簡章」を發布した。

「村公所」・「監察委員会」・「息訟会」の設置は事実上「村民会議」の設置に伴うものであった。「村民会議簡章」によれば、村民会議の主な内容は次の通りである。1、村民会議は村に居住する二十歳以上の村民によって構成される。ただし、村の習慣によって一戸の家長のみが出席することも認められる。2、村民会議の仕事は、村長、副村長、監察委員、「息訟会公断員」を選挙すること、省と県法令が定めた事項の実施と法令の遵守、「村禁約」の改訂、村公益事業の実施などであった³⁰⁾。

「村公所簡章」によれば、村民会議の執行機関は村公所であり、村公所は村長、副村長、および閭長によって構成される。職務の内容は村民会議の議決事項を実施することであった³¹⁾。

「村監察委員会簡章」には、監察委員会は村の監察機関であり、村民会議で選出された五人から七人の「監察員」によって構成されると規定されている。監察委員会の職務内容は、村の財政を監査し、村の行政機関の人々の不正行為を摘発することである³²⁾。

「修訂息訟会簡章」には、息訟会は村民会議で選出された五人から七人の「公断員」によって構成され、その上で「公断員」の互選によって一人が「息訟会会長」になると規定されている。息訟会の仕事は村内における争いを調停し、和解させることである³³⁾。

こうして、「改進黨制条例」をはじめとする一連の制度改革は、1917年に始まった山西省の村制に大きな変化をもたらした。成立当初の村制は「区一村一閭一隣」という行政システムとして機能しており、すなわち村長によって山西省政府からの政令を執行するに止まった³⁴⁾。このように、村の議会がない初期の官治的色彩の村制は、1927年の村民会議をはじめとする諸機関の設置をきっかけに、閻錫山の設計した通りに、「自治」の形を整えたのである。事実上、村内部における「村民会議」、「監察委員会」、「息訟会」などのような機関は、山西省以外では設置されなかった。その理由として、北洋政府や南京の国民政府による「地方自治」の基本単位は県と郷であったため、村レベルの自治が実施されなかったことにあると思われる³⁵⁾。

閻錫山による諸機関の設置はすべて「自治」という名目で行われたが、その中で最も重要なのは、言うまでもなく「村民自ら村の政治を行う場」である村民会議である。先行研究では、「山西省の村人による自治は村人の真の自治的要求に基づいたものではなく、編村と同様に閻錫山が上から推進したものである」と指摘しているが、閻錫山が村民会議を設置した目的及び「村民会議」の内容・特徴に対する綿密な分析はほとんどなされていなかった³⁶⁾。そのため、ここでは選挙・被選挙の資格と議決事項という二つの部分を中心として、山西省の「村民会議」の特徴を究明していくことにする。

選挙の資格について、「村民会議簡章」の第二条によれば、村に居住する二十歳以上の人はすべて村民会議に参加する資格を有し、村の習慣によって一戸の家長のみが出席することも認められていたことがわかる³⁷⁾。換言すれば、村に居住する二十歳以上のすべての人は選挙の資格を有していた。そして、村民会議に参加するのはすべての村民であるため、山西省の村民会議には村議員の選挙がなく、代わりに村長・副村長と監察委員、息訟会公断員の選挙などが含まれていた。また、被選挙の資格に関して、もともと「村治」の初期段階での村長・副村長の被選挙資格は年齢、読み書き能力及び千元以上の固有財産を基準に定められていた³⁸⁾。しかし、1927年8月18日の「修訂村閭隣長選任簡章」の第二条は、村長の被選挙の資格を有する者として、1、「村民会議」に参加できる人、2、読み書き能力がある人、と修正していた³⁹⁾。つまり、この段階では、村長候補者の財産制限に関する規定がなくなっていた。また、年齢の制限も、三十歳から二十歳に引き下げられた。

選挙・被選挙資格の内容を分析してみれば、閻錫山が明治日本の町村制のような選挙を通じて町村議員を選出する代議制を取り入れるのではなく、その代わりにすべての村民を対象とする村民会議の制度を作り出そうとしていたことがわかる。また、両者の間に存在する二つの相違点も浮かび上がってくる。まずは、山西省の「村制」においては明治期日本の「町村制」より選挙・被選挙権の範囲が拡大されていた。選挙・被選挙権から見れば、日本の町村会で選挙・被選挙権を得ることができたのは、満25歳以上の男性に限られてい

た。それに対し、山西省のこの段階における「村制」は、選挙年齢が「満20歳以上」に引き下げられ、しかも男子だけではなく、女性の選挙権も認められている。

また、日本の町村制では選挙・被選挙資格においていずれも納税要件を最も重要な基準としていたが、注目すべきことに、山西省村治の場合、選挙資格に関する納税基準は設けられていなかった。村長の被選挙資格に関しては、もともと財産、読み書き能力の基準が設けられていたが、その後、財産の制限も取り除かれた。ここから、閻錫山は村制が実施される初期段階に見られた「紳士」または富商など村の有力者を村長にしようとする狙いを完全に放棄し、逆に村民会議における選挙・被選挙権の拡大を通じて、村の有力者の権力を牽制しようとしていたことがわかる。

一方、閻錫山の村の有力者に対する牽制は、村民会議における選挙・被選挙資格の拡大だけではなく、村の行政事務にも及んだ。1917年に「村制」が実施された当初、官庁からの委託事務と村内の自治事務を含め、村のすべての行政事務は村長に任されていた。前述したように、村治の初期段階において、村長という職は往々にして伝統的な村の有力者によって独占されていたため、村の行政は実際、村の有力者が手に入れることになってしまった。このように閻錫山が規定した理由は、農村で影響力を持つ村の有力者を利用し、行政を村内部で円滑に行うためであった。これは明らかに明治期日本の町村制の影響を受けている。その証拠となるのは、「町村制」における町村会議決事項の第二条に「但第六十九條ニ掲タル事務ハ此限ニ在ラス」という規定があったことである。その第六十九條とは、町村長の職務を以下のように規定したものである。

第六十九條 村長ハ法律命令ニ從ヒ左ノ事務ヲ管掌ス

- 一 司法警察補助官タルノ職務及法律命令ニ依テ其管理ニ屬スル地方警察ノ事務但別ニ官署ヲ設ケテ地方警察事務ヲ管掌セシムルトキハ此限ニ在ラス
- 二 浦役場ノ事務
- 三 國ノ行政並府縣郡ノ行政ニシテ町村ニ屬スル事務但別ニ吏員ノ設ケアルトキハ此限ニ在ラス

右三項中ノ事務ハ監督官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ助役ニ分掌セシムルコトヲ得

本條ニ掲載スル事務ヲ執行スルカ爲メニ要スル費用ハ町村ノ負擔トス⁴⁰⁾。

すなわち、町村長の職務は、司法警察補助官や地方警察の事務、船舶海事に関する事務、及び国の行政並びに府県の行政にして町村に属する事務を執行することであった。具体的には、町村長は上級政府の命令を受けて、警察、兵役、戸籍、道路、海事、小学校の設置、などの事務を行った。その費用は町村の経費をもって負担するものであるにもかかわらず、町村長が上級機関の委任事務を執行することに対して、町村議会にはこれらの事項を審議する権限が与えられていなかった。換言すれば、明治期日本の町村制の場合、町村会があるにもかかわらず、村の行政は村長一人によって行われていた。この点も、村治の初期段階において閻錫山が、明治期日本の町村制を学んで、村の有力者による「自治」を実現しようとしていた証である。

しかし、1927年村民会議の設置をきっかけに、村長の権力が制限された。「村民会議簡章」

の第三条では、村民会議の議決事項は以下のように述べられている。

- (一) 村長副、村監察委員会委員、および息訟会公断員の選挙。
- (二) 省県の法令に規定された審議事項。
- (三) 行政官庁からの委託事項。
- (四) 村監察委員会から提出する事項。
- (五) 村禁約及び村条例の制定と改正。
- (六) 村長副から提出する事項。
- (七) 本村の利を興し、弊を除く事項。
- (八) 本村二十人以上によって、提出される事項⁴¹⁾。

注目すべきは、村民会議の議決事項の第七条で定めた「本村の利を興し、弊を除く事項」という極めて抽象的な規定である。事実上、同じ1927年に公布された「修正村長副須知」はそれを具体的に規定したものである。「修正村長副須知」の第一章には、「本村興利除弊事項」として村の道路工事、衛生、農工商業、慈善事業など村の公共事業の項目が挙げられている⁴²⁾。すなわち、この時点で山西省の村制では村の道路工事、衛生、農工商業、慈善事業など地域住民の生活に関わる具体的な自治事業に関する審議権を村民会議に与えている。しかも、「村民会議簡章」第八条には「二十人以上の村内の住民の提議事項」という規定があった。一見すると、新段階に入ってから、村民会議における議決権の拡大を通じて、山西省の「村治」が明治期日本の町村制より大きな自治の空間を村民に与えたように見える。しかし、村のすべての行政事務の審議権を村民会議に与えたことは、もともと大きな権力を持っていた村長に対する牽制だとも言える。

以上の村民会議の内容に対する分析から、村民会議制度の設計はまさに1922年に閻錫山が提起した「村民会議」の構想が制度化されたものであることがわかる。制度面から見れば、閻錫山が村民会議を設置した目的は山西省農村社会に「自治」を導入することにあったように見えるが、以上の検証から、新段階において閻錫山が目指した「自治」は村民会議を通じて、「紳治」＝伝統的村の有力者と「官治」＝1917年村制が実施された後の村長の権力を制限する意味での「自治」であったことがわかる。これは、新段階に入ってから山西省村治の一つの重要な特徴であった。

III 農村部における権力の浸透と村治を正当化する手段

3.1 農村部における権力の浸透——「村政処」と「保衛団」

村長を牽制すると同時に、山西省における自らの政治的統合を実現するため、閻錫山は上から農村部に自分の権力を浸透させることに力を尽くした。閻錫山による農村部における権力の浸透は二つの方面から展開された。

第一は、「村政処」の設置である。1922年9月、山西省政府のなかに「村政処」という官庁が設置された。「村政処組織簡章」の第一条には、「村政処は省長の直轄機関であり、直接省長の命令に従って村政や禁煙の事務を処理する」と明確に規定されている⁴³⁾。つま

り、「村政処」は省長直轄の全省の村治制度の改革を司る機関であった。

「村政処組織簡章」によれば、村政処の仕事内容は主に以下の四つに分けられる。第一は、「村治」改革に関する政策の制定、審査、および修正である。第二は、各村の村治の執行状況に対する監督である。第三は禁煙（アヘンの禁止）に関する事務である。第四は、「村治」に関する雑誌の発行である。村政処を省長直轄機関としたことから、閻錫山が「村治」の改革に強い関心を持っていたことが分かる。ところで、村政処の前身は「六政考核処」であった⁴⁴⁾。閻錫山は山西省において新政（新しい政治）を推し進める司令塔として「六政考核処」という組織を設立したが、1923年2月に「六政考核処」は完全に廃止され、もともとあった「六政考核処」の仕事もすべて村政処に統合された⁴⁵⁾。このように、村政処は閻錫山が山西省で村治を推進する上でもっとも重要な機関となった。

村政処を設置すると同時に、閻錫山は六政考核処の副処長であった陳敬棠⁴⁶⁾を村政処の処長に任命し、山西省議会議長である馮曦⁴⁷⁾を副処長に任命した。この二人の経歴を見ると、陳敬棠は科挙経験を有し、清末の新政が実施された時に山西省諮議局議員を務めていた。つまり山西省の社会的伝統を熟知する伝統的な「紳士」であったと言える。一方、馮曦は日本の早稲田大学に留学し、近代日本と直接接触した人物である。このような人事の任命から、閻錫山が村治の改革を推進する過程において、近代日本のやり方を参考にする一方で、村治改革をより円滑に行うために山西省の伝統も重視していたことがうかがわれる。また、「太原蜂起」からすでに重要な職務を務めていたこの二人がそれぞれ村政処の処長・副処長に任命されたことから、閻錫山が村政処の役割を如何に重視していたかがわかる。

「村政処」の職務のなかで最も重要なのは、言うまでもなく「村治」改革に関する政策の制定、審査、および修正である。1922年から「村政処」が廃止される1931年までの間、「村政処」によって制定されたすべての政策について正確な統計を求めることは、資料的制約により極めて困難である。しかし、『民国早期山西村政史料選編』及び『民国山西村政建設』など現段階で入手できた資料によれば、後に山西省の名義で発布された「改進黨制条例」、「村民會議簡章」、「村公所簡章」、「村監察委員會簡章」、および「修訂息訟會簡章」などの重要な政策・制度を含め、少なくとも57件の村治に関する政策・制度はすべて「村政処」によって制定されていたことがわかる⁴⁸⁾。「制定」だけではなく、村政処は村治改革政策の実施と修正においても重要な役割を果たしていた。「村政処」の中にある「考核股」（第二股）は村治政策の実施状況を監督、査察するために設立されたものである⁴⁹⁾。

その監督と査察を実施するに当たって、「村政処」は全省を十二の「考察区」に分け、一つの考察区に8または9の県を管轄させた⁵⁰⁾。一つの「考察区」に対して、「考核股」（査定部門）から二人の「股員」を「考察区主任」という肩書で派遣して、一人が「考察区」の日常の事務を担当し、もう一人が現地に赴き、村治の執行状況を調査して、県知事に村治政策の実施を督促することにした。また、「考核股」は各県にそれぞれ一人の「村範委員」を派遣し、現地で村治政策の実施状況を監督し、各県を村の面積と人口数に基づき複数の「考察小段」（査察小区）に区分し、「考察小段主任」を設けて、各村の村治の実施状況を直接監督させた⁵¹⁾。こうして、閻錫山は、村政処を通じて、村治制度の実施に対する厳密な監督システムを築き上げた。本来上級政府（省、県、区）の監督を受けるだけだった山

西省の村の行政は、一転して「村政処」、「上級政府」という二重の監督を受けることになった。

山西省の「村制」は明治期日本の「町村制」をモデルとして施行されたものであったが、しかし明治期日本の場合、山西省の「村政処」のような専ら村レベルの自治を担当する機関は設置されていなかった。1888年に日本内務省が公布した「町村制」の第七章「町村行政の監督」には、「町村行政ハ第一次ニ於テ郡長之ヲ監督シ第二次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第三次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス」という項目があった⁵²⁾。すなわち、日本の町村行政においては上級政府（郡、府県、内務省）の監督しか受けておらず、山西省「村政処」のような村自治を専門に監督するシステムはなかった。

ここからわかるように、山西省村治の新段階において閻錫山が実施した最も重要な政策の特徴は、直轄機関である「村政処」の設置を通じて、本来日本から学んだ村に対する上級政府である区、県、省という三級監督を乗り越えようとした点にある。つまり、「村政処—考核股—考察区—村範委員—考察小段」という監督システムの導入を通じて、村レベルの自治どころか、むしろ村に対する行政指導を一層強めたのである。この点から見れば、「村政処」の設置は、一見して村長の権力を制限し、村民の利益が確保されたかのように見えるが、実際には、閻錫山の目的は「村政処」という厳密的な監督システムを通じて、人民を直接に支配し、自分の独裁を維持するためである。

第二は、「保衛団」の設置である。「村民会議」をはじめとする一連の制度と同じように、「保衛団を設置する」という考えが提出されたのは1922年である。実験県で五年間の実践を通じて、1927年8月18日、山西省政府は「修訂地方保衛団条例」を發布し、「保衛団」という組織を正式に設置した⁵³⁾。「保衛団」の設置に注目しなければならない理由は、前述の山西省における村の組織がすべて明治期日本の「町村制」の影響を受けて設置されたものであるにもかかわらず、明治期日本の「町村制」には「保衛団」のような組織が存在しなかったからである。では、「保衛団」とはどのような組織であったのだろうか。「修訂地方保衛団条例」の第二条によれば、「保衛団」の職務は主に土匪、盗賊の逮捕とアヘンを販売、使用する人に対する取り締まりである。「保衛団」の役割から、「保衛団」は地方警察としての性格を持つものであることがわかる。

また、「修訂地方保衛団条例」の第三条は、「保衛団」の組織構造を規定している。すなわち、「保衛団」は一つの「閭」を一つの「牌」とし、「閭長」が牌長の職務を務め、幾つかの「閭」を一つの「甲」とし、副村長が甲長の職務を務め、一村を一つの「村団」とし、村長が村団長の職務を務め、一区を一つの「区団」とし、区長が区団長の職務を務め、一県を一つの「総団」とし、県知事が総団長の職務を務める、という構造で組織された⁵⁴⁾。これを通じて、山西省は村の隅々に至るまで、閻錫山の指揮下の厳密な警察組織が行き渡る体制を作り出した。また、村治の新段階において、図1のような農村統治システムも形成された。

さらに、「修訂地方保衛団条例」の第四条には、「各村における年齢18歳から35歳までの男子全員は保衛団に入団し、訓練を受ける義務がある」という規定があった⁵⁵⁾。18歳から35歳までの男子全員を入団させることを義務としたことから、山西省の保衛団は地方警察機関であるとともに一種の民兵制の準軍事組織であったと解することができる。この規

定を通じて、閻錫山はかなり多くの村民を自分の準軍事組織に糾合することが可能になった。これは、まさに軍閥としての閻錫山が山西省の支配を維持するために、最も重視すべきものであった。

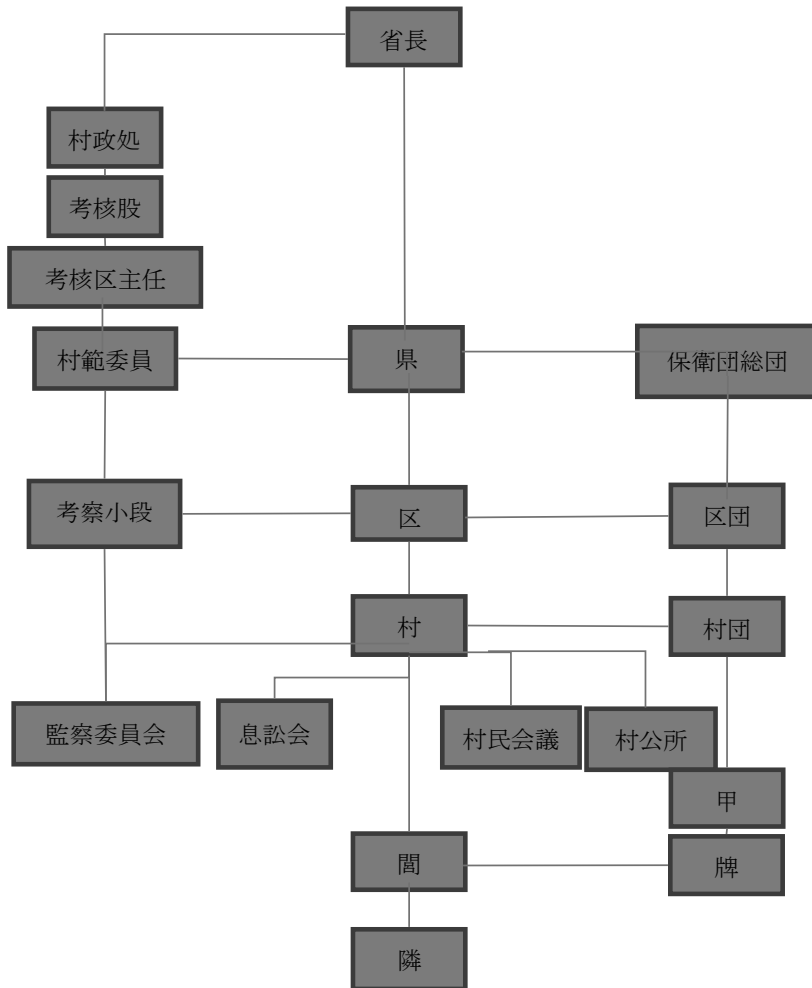


図1 村治の新段階の農村統治システム

(出所) 山西省地方志弁公室編『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年、200、250、617、647、679、703頁に基づき、筆者が作成した。

以上のことから、「保衛団」は事実上「総団・区団・村団・甲・閻」という指導系統を有する厳密な準軍事組織であり、閻はあらゆる成人の村民をこの組織に組み入れることを通じて、農村に対するコントロールを一層強化したことがわかる。

閻錫山はなぜ「保衛団」のような厳密な準軍事組織を設置できたのだろうか。これは当時の山西省における村の治安の悪化と関係している。ここで注目すべきは、「村政処」や、「保衛団」の重要な職務の一つにアヘンの使用、所持などの取り締まりがあった点である。

事実上、清末からのアヘンの蔓延は、すでに山西省農村社会の経済発展を制約する要因となっていた。山西省農村におけるアヘン蔓延に関する実態について、清末に太原県赤橋村にいた紳士劉大鵬は、「今、わが郷里でアヘンを吸う人は十分の七、八を占め、女性の中でも十分の五、六を占めている。……郷里の二百戸の中で、食べ物と服に困らない家は二、三十戸に過ぎず、他の家はすべてアヘンの害を受け、貧窮し生活さえもできない」と述べている⁵⁶⁾。民国に入ってから、このような状況は依然として存在していた。これについては、閻錫山の話からも明らかに読み取れる。「私が省長に就任してから、禁煙の命令を三令五申して伝達している。厳しく禁煙令を実行したにもかかわらず、郷村の人々は無知であり、その利害も知らず、こっそりとアヘンを吸う人が多い。百人の中で、(アヘンを吸う人は)五人はいる。毎年、アヘンの使用量は一人当たり平均五両である。(全省では)毎年、アヘンによって流出する金額は四、五千万元にも及ぶ。……このままでは、社会における経済は永遠にひどい状況になってしまう」⁵⁷⁾。すなわち、農村社会の経済の発展が自らの支配の基盤であることを理解した閻錫山は、農村社会の経済を回復させるために、アヘンの取り締まりが重要であると認識し、1918年から禁煙令を打ち出していた⁵⁸⁾。

しかし、閻錫山が禁煙令を出した後、各村では村長によって厳しくアヘンが取り締まられたことで、アヘンを販売する者やアヘンを吸う人たちの反発を招き、禁煙の担い手である村長が殺害される事件もたびたび発生した⁵⁹⁾。これについて、閻錫山から発布された「訓令各県設法保護村長以重公職文」では、次のように述べられている。「各県では、まじめに村の事務を処理する村長が往々にして悪漢の恨みを買っている。例えば淳陽武村、長子色頭村および榆次辛家莊の村長は、みなアヘンを吸う者、賭博者に殴打され、けがをしている。……」⁶⁰⁾。また、劉大鵬もその日記の中で、「督軍閻錫山は省長を兼任してから、全省で金丹、洋薬(アヘン)、モルヒネを厳しく禁止した。……各県の県知事や区長は自ら農村に視察に行き、アヘンの使用者を強制的に止めさせている。区と村の中では禁煙所が設置され、男女ともに禁煙所に収容されることがあった。……アヘンの使用者はみな不安になり、暴動を起こしたが、それは往々にしてアヘンを吸わない人々にも波及し、村長が殺害された例もあった」と記録している⁶¹⁾。つまり、アヘン、賭博の禁止にあたって、閻錫山は苛酷な懲罰を行ったが、これは賭博者、アヘン使用者の反発を招き、徐々に農村における治安悪化の要因となっていた。農村を重視する閻錫山にとって、アヘンの蔓延を解決しなければ、山西省における農村経済の回復だけではなく、農村の治安を維持することさえ実現できなくなっていた。そこで、農村の治安悪化の問題を解決するためにも、閻錫山は準軍事組織である「保衛団」の設置に動かざるを得なかった。

一方、1920年に安直戦争、1922年に奉直戦争が相次いで勃発したことをきっかけに、中国では、軍閥間の混戦がいよいよ激しくなった。このような状況の下で、戦争の頻発によって破産した農民、没落した地主および戦時下の敗残兵などが多くなり、権力の及びにくい農村部、山岳地域で数十人から数千人規模の農村を略奪する「土匪」集団が結成されたことも農村の治安悪化のもう一つの原因であった。しかも、山西省は当時、「土匪」が最も多かった陝西省、河南省と隣接しており、周辺に少なくとも三、四万人の「土匪」がいると言われていた⁶²⁾。これに対して、閻錫山は「今の時代、敗残兵や土匪があちこちを劫略しており、人々は自らを強大にし、武を講じ、土匪に抵抗しなければ、安定した生活を実

現できない」と述べて、軍隊よりも、村の人々による武装自衛のほうが有効であると主張している⁶³⁾。すなわち、閻錫山は、土匪の横行によって山西省農村社会の治安が崩壊したことが自分の支配維持の障害になっていると認識していた。活動の範囲が往々にして村の範囲を超え、人数も多い「土匪」集団と対抗するには、一つの村の力だけで対処することはできず、村を越えて一区ひいては一県の力が必要であった。そこで、自らの支配を維持するために、閻錫山のとった解決策は「総団・区団・村団・甲・閭」という厳密な準軍事組織である「保衛団」の創設であった。

以上に見てきたように、閻錫山は村政処と保衛団の設置を通じて、村治の初期段階より厳密な監督システムと準軍事システムを作り出し、農村部に対する権力の浸透を一層強めていた。ここから、閻錫山が目指した「村政改革」、つまり村レベルの「自治」は村民に任せるような自治ではなく、「自治」の名を借りて、自らの政治的支配を実現する道具であったことがわかる。

3.2 軍閥混戦前後における村治の実施を正当化する手続き

では、閻錫山はなぜこの時点で農村部に対する権力の浸透を一層強めていたのか。その理由は、当時の国内情勢と深く関連している。

1916年からの府院の争いをきっかけにして、中国では、各軍閥が激しく対立するようになった。北京政府の指導権を巡って、1920年に安直戦争、1922年に奉直戦争と北伐戦争が相次いで勃発した。1917年、北京政府からの独立を守るために閻錫山政府は、「保境安民」というスローガンを提出した⁶⁴⁾。そのため、軍事力を強化することこそ、山西省の支配権力を維持する上で最も重要なことであった。軍事力を強化するために、閻錫山は、兵員の供給源と軍事費になる徴税源の確保に腐心した。前述したように「村制」はまさにこのような背景の下で推進されたのである。つまり、閻錫山は村治を通じて農村部に権力を浸透させ、よって兵員の補充源と税金の徴収源を確保しようとしたのである。しかし、村長の権力の拡大により、むしろ村長に選ばれた伝統的な村の有力者は一層影響力を強め、閻の権力浸透を阻んだのである。そこで、閻錫山は村政処と保衛団の設置を通じて、村治の初期段階より厳密な監督システム(村政処)と準軍事組織(保衛団)を整備し、農村部に対する権力の浸透を一層強めようとした。

ところが、注目すべきことは1922年からの閻錫山によるこうした「村治」を通じた農村部における支配の浸透は、すべて「村民自ら政治を行う」、つまり「自治」という名目で行われたことである。しかし、すでに山西省における支配権を手に入れ、その支配を農村部にも浸透させることを狙っていた閻錫山はなぜ「自治」という名を借りてそれを実施したのだろうか。その理由は、閻錫山が「自治」という大義名分を用いて、その支配の正当性を主張することができると考えたことにある。すなわち、軍閥混戦という状況下で、軍事力によって山西省を手に入れた閻錫山にとって、支配を長く続けるためには、自分の支配の正当性をアピールしなければならなかった。換言すれば、閻錫山は、辛亥革命の中で一躍「カリスマ的」存在となり、山西省の支配権を手に入れることができたが、それぞれの軍閥が各地方に対する支配権を巡って激しく争奪戦を繰り広げる時期になった段階で、その「カリスマ的支配」を「合法的支配」へと変える必要性を認識するに至ったのである。

しかも、清末民初において、中国に現れた地方自治の思潮を背景として、「合法的支配」の確保へと転換するために、「民主主義の最良の学校」⁶⁵⁾と言われる「自治」はやはり閻錫山の目には最善の手段として映ったと思われる⁶⁶⁾。つまり、1922年に入ると、閻錫山は村治を実施する正当性を主張するために、その目的を人民の主権を尊重し、民主主義を実現するためであるとしたのである。

しかし、正当性の主張が民衆の動員と農村に対するコントロールへと変わっていたように、当時の政治情勢の変化によって、閻錫山が村治を実施することの正当性に対する解釈も変転している。1924年10月23日の北京政変をきっかけに当初中立の姿勢を取っていた閻錫山は、一転して孫文が発動する北伐戦争を支持するようになった。閻が孫文へ打った電報には、「今回、北伐への参加に対し、同志はみな喜んでおり、私も力を尽くす」と述べている⁶⁷⁾。そして、1927年から、国民政府の勢力の増大に伴い、閻錫山は明らかに宗旨変えを宣言し、国民政府から国民革命軍第三集团総司令に任命され、国民党第三期中央執行委員にも選出された⁶⁸⁾。北伐戦争において国民党が徐々に勝利に向かっていることに伴い、村治の実施を正当化するために、1927年から閻錫山は一転して村治と孫文が提起した「三民主義」、「五権憲法」「訓政」を結びつけて説明するようになった。

まず、「村治」と「三民主義」との関係について、閻錫山は「今年、私はつねに村政と三民主義との関係、つまり三民主義の実現を欲するなら、村政の実施がなければ何も始まらないと言った。……革命の成功は三民主義の実現にある。しかし、昔の社会にある優れたものは、もし主義（三民主義）に違反しないのであれば、すべて取り除く必要はない。中国の文化は郷村に現れることが多く、例えば出入り時の友、有事の際の助け合い、病気時の相互扶助などは純粋な互助の精神であり、今の農村にもこのようなことがいっぱいある。今、三民主義を推進する上で、このような固有の団体によって民衆を喚起すれば、半分の努力で倍の成果を出すことができる」と述べ⁶⁹⁾、また、「村政の組織から言えば、対内的に、主村が附村を圧迫し、大家族が小家族を圧迫し、地元の人が外来の人を圧迫し、有力者が弱者を圧迫することは許されないことである。対外的に、(村民が) 団結により自らを強くして土匪などの悪人に抵抗すること、これらはまさに一村の民族主義である。また、村内のすべての成人が、選挙、村の事務の担当者に対する弾劾、村民会議の参加及び村禁約の議決・修正の権利があることはまさに一村の民権主義である。さらに、村の利益を大きくすること、村の富源を開発すること及び地主による小作への搾取の禁止は一村の民生主義である。……元総理は、山西省の村政の実施を通じて三民主義を実現することが最も妥当なことであると評価している」と述べている⁷⁰⁾。

すなわち、革命の成功を実現するために、三民主義の推進が必要であり、三民主義の推進にはまず「村治」の実施から始めなければならず、その理由として村治は三民主義のすべての要素を反映しているからであると閻錫山は主張している。しかし、「一村の民族主義、民権主義、および民生主義」に対する解釈から、閻錫山による村の「自治」と「三民主義」とのつながりは、明らかに「三民主義」の本質を無視し、「三民主義」を無理やり村治に当てはめたものであることがわかる。

また、閻錫山は村治の組織システムの整備を「五権憲法」に結び付けて、その構造を説明している。「五権憲法は建国の制度である。村民会議、息訟会、村公所、村監察委員会は、

それぞれ立法、司法、行政及び監察などの権利を実行するために設置されている。(村には)『考試』という問題は関係ないと思われるが、しかし村の長は選挙によって選ばれるものである。三民主義の精神を反映させ、村政を五権憲法の基礎にするために、それを村に導入したのである」と述べている⁷¹⁾。

周知のように、「五権憲法」とは、孫文が「司法」・「立法」・「行政」の三権に、官吏の採用システムである「考試」(公務員試験)と官吏の監察システムである「監察」の二権を加えた五権分立という原則に基づく理論である⁷²⁾。閻錫山の解釈によれば、「五権憲法」に対応するために、閻の「村政」では村レベルの自治の立法機関として村民会議、行政機関としての村公所、司法機関として息訟会、監察機関として監察委員会がそれぞれ設立されたとされる。また、閻は、村には「考試」によって村の長を採用する必要があるため、代わりに村民会議を設置し、村長、副村長、監察委員、及び息訟会公断員を選挙する権利を村民に与えていると主張している。すなわち、閻錫山は「五権憲法」を村治に当てはめることを通じて、村治の役割は「五権憲法」による権利を村民に与えることだと主張しようとした。しかし、村民会議と息訟会の職務から見ると、この二つの組織はそれぞれ立法と司法の役割を果たしていない。ここから、村民会議をはじめとする村の組織の設置に「五権憲法」という外衣を纏おうとしたのは、閻錫山がこれらの組織を通じて村の有力者の権力を制限し、自分の権力を村に浸透させることを正当化するためであったことがわかる。

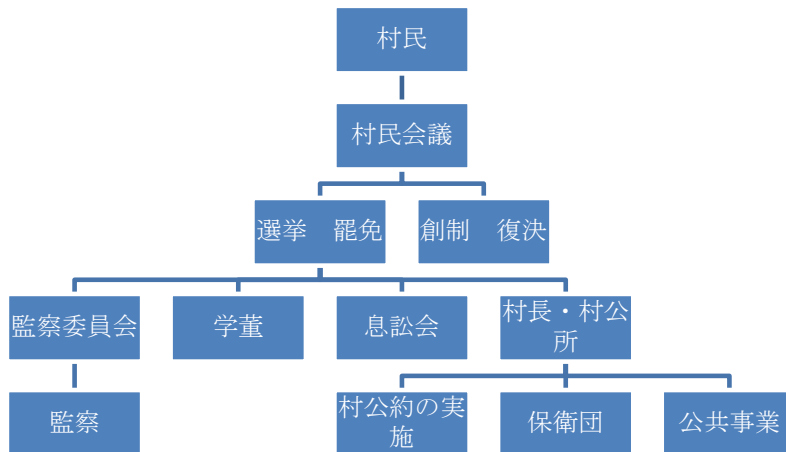


図2 村内部の組織構造

(出所)『山西村政彙編』第二冊、山西省村政処、1928年、第826頁に基づいて、筆者が作成した。

孫文が言う革命段階によれば、革命の目的は、軍事的統一を目指す時期を「軍政」とし、次に、党が民衆に代わって政治的諸権利を代行するとともに、地方自治を通じて、人民を訓練し、選挙、罷免、創制、復決という四つの権利を行使させる期間を「訓政」とし、最後の目標は「憲政」を達成することにあつた⁷³⁾。ここで、閻錫山はまたその農村部において推進した「自治」をこの「訓政」と無理やり結び付けた。「訓政の時期においては、建設

に関する任務が多い。しかし、その中で最も重要なのは民衆が政治を行うための訓練である。民衆の政治参加を訓練することは、必ず民衆自身と直接関係がある事務を起点としなければならない。そうでなければ、多くの人(政治に)興味がなくなり、ひいては(参政の)権利を放棄してしまう。その結果、政権は依然として少数の人によって握られてしまう。そのため、村治の組織の中で、村民に選挙、罷免、創制、復決などの権利を行使させるのは最も便利な方法である。このような村治による訓練を通じて、憲政時期の政府を作る際、人民は(以上の四つの権利の行使を)自由自在に操ることができるようになる。そのため、政治上、民衆を訓練する正しい道は、村治にほかならないのである」⁷⁴⁾。すなわち、閻錫山は、訓政の完成を実現するために、民衆に選挙、罷免、創制、復決という四つの権利を行使させる必要があり、民衆にその四つの権利を行使させる最も適切な場が村治による村民会議であると主張した。しかし、孫文は「訓政」という構想の中で地方自治の実施を提出していたが、この「訓政」期の地方自治は真の自治ではなく、国民党が民衆に代わって政治的諸権利を代行するとともに、民衆の政治参加を訓練するものに過ぎない。しかも、前述したように、孫文が考えた地方自治の基本単位は県である。つまり、閻錫山が村の「自治」と孫文の「訓政」とを結びつけたのは、むしろ1928年に国民政府が訓政の開始を宣言した後、自らの村治を正当化するために、訓政と対応させたものだと言える。

以上の検討からわかるように、閻錫山による「村治」は実際に孫文が提起した「三民主義」、「五権憲法」、「訓政」とは全く関係がないものであり、村治と「三民主義」、「五権憲法」、「訓政」とのつながりは、閻錫山が村治実施を正当化するために、村治に「孫文の思想」という外衣をまとったものであることがわかる。閻錫山が、敢えて村治と以上のような孫文の考えをつなげて、それを強調した理由は、北伐戦争において国民党が徐々に勝利に向かっていったことと閻錫山の勢力範囲の拡大に関係している。つまり、1928年北伐の完了によって、国民党政府が名目上、統一を達成し、国民党の創設者である孫文の提起した「三民主義」、「五権憲法」、及び「訓政」が「建国の綱領」になった。すなわち、当時の中国では、これらの孫文の理念がむしろ支配の合法性の根拠になったと言っても過言ではない。閻錫山による「村治」と「三民主義」、「五権憲法」、及び「訓政」とのつながりは、まさにこのような国民党が政権を握った状況とともに生じたものである。

1928年2月、閻は相次いで石家荘、北京、天津へ出兵し、奉系を駆逐し、5月に平津衛戍総司令に任命され、従来の山西省だけではなく、綏遠、察哈爾、河北、北京、天津へと勢力圏を広げた⁷⁵⁾。自らの勢力の拡大に伴い、野心も大きくなっていた閻錫山にとって、最も重要なのは、当然国民党内での自分の権威の構築であった。孫文の信奉者をもって自任する閻錫山が思いついた正当性を確保する対処法は、村民会議によってできた「村治」と「三民主義」、「五権憲法」、及び「訓政」とのつながりを創出することであった。同時に、これは自分が孫文の理念を継承しているとする事で、支配を正当化する手続きを構築しようとする試みであった。実際に、このような支配の正当性に対する宣伝は、当時の山西省の新聞、雑誌の中で随所に見られる。例えば、1928年6月『山西省村政旬刊』第十五期に掲載された当時の山西大学法学院政治系主任である王賜余の「民徳民智民財与民族民権民生」では、「(村政によって)中山先生(孫文)の三民主義に合致し、救国救民の理念を以て、中山先生の正統思想に従って、中山先生の未完成の志を継承した者は、閻公(閻錫

山)しかいない。私は、孔子の弟子の中で孔子の真の道を得る者が顔回であると聞いて、今の中山先生の党徒の中で三民主義を広げ、それを実行する者として、まず閻公を推さなければならない。いわゆる閻公こそが中山先生の弟子の中で顔回到相当すると言える」と述べている⁷⁶⁾。そして、「村治」による治績が大きくなっていると同時に、このような宣伝を通じて、当時の中国の政界で閻錫山の威信は一層高まっていた。元中華民国国務総理の許世英は「都督閻公之雅望、晋国天下莫強焉(都督閻公の雅望によって、天下に晋国より強い者はなくなった)」という対聯を閻錫山に贈っているが、この対聯は王勃の「滕王閣序」と『孟子・梁惠王上』から引用して作られたものであり⁷⁷⁾、許世英が閻錫山の支配下の山西省を春秋時代に天下の覇権を握った晋国にたとえていることがまさにそれを証明している。

IV おわりに

今までの先行研究は、「村民会議」の内容と意義を分析していたが、しかし閻錫山がなぜ村民会議を設置したのか、実は疑問である。先行研究において村民会議を設置する原因に言及していない理由は、彼らが一つの事実を見逃していたためである。その事実、もともと閻錫山の考えは「村民会議」を設置することではなく、村議会の設置を通じて、村の有力者のみを村の政治に参加させることによって、農村社会をコントロールすることであった。しかし、1922年に入ってから、閻錫山はこの考えを放棄し、代わりにすべての村民を村の政治に参加させるという「村民会議」制度を作り出した。村議会から「村民会議」への構想の変化は、閻錫山が「村民会議」を設置する、つまり「自治」を村に導入する目的が明らかに村民に自治の権力を与えることによって、村の有力者の権力を制限することであったことを証明している。

閻錫山が村の有力者の権力を牽制した理由は、村制が実施されて初期段階において村長という職が往々にして村の有力者である「社首」によって独占されていたため、村長による不正行為が多発したことにある。しかしその最も重要な意図は、自らの支配力の農村地域への浸透にあった。また、農村部の人々を直接に支配し、自分の独裁政権を維持するため、閻は村政処と保衛団の設置を通じて、より厳密な監督システムと警察システムを作り出して、農村部に対する権力の浸透を一層強めた。

自らの統治を確保するための、閻錫山による「村治」実施の正当性に対する解釈は二つの段階に分けられる。すなわち、第一段階は1922年—1927年で、閻錫山が「村民自ら政治を行う」、つまり「自治」を実現するために村治を実施すると山西省の民衆にアピールした時期である。第二の段階は、1927年に入ってから北伐戦争によって北洋軍閥が次第に弱体化し、国民政府が徐々に政権を取るようになった状況の下で、閻錫山が一転して村治と「三民主義」、「五権憲法」、「訓政」などの政治理念とを結びつけ、自分こそが孫文の思想を継承しているとして、国民党における自らの権威を構築しようとした段階である。このような主張の転換から、「自治」と「三民主義」、「五権憲法」、「訓政」を標榜する村治改革は、閻錫山が自らの支配を正当化しようとした手段に過ぎないことがわかる。

当然ながら、現代の政治学の地平からみれば、山西省の村民会議制度はまったく不十分

な制度だった。周知のように、「自治」の二つの要素は、一般的に住民自治と団体自治だとされている。住民自治とは、地方公共団体において議事機関としての議会を設置するとともに、その議員と地方公共団体の長などが選挙によって決められることである。団体自治とは、地方公共団体による財産の管理、事務の処理、行政の執行の機能を保障し、条例の制定権を保障することである。この二つの要素を具体化すれば、自治権の基準は、主に構成員の選挙・被選挙資格の有無、議決機関の有無という二つ条件からなる。山西省の村治運動では、住民の直接公選によって村の首長が選出され、議会（村民会議）も設けられていた。その意味では、村治運動は一応、「住民自治」と「団体自治」との両要素を備えていた。とくに村民会議制度の導入は、村民に政治参加の権利を保障することを通じて、「村」という共同体の形成を促進し、農村社会の対立・矛盾を緩和する役割を果たした。

村治の新段階において閻錫山が農村部に対する権力の浸透を一層強めたことは、その後の中国近代史のプロセスに大きな影響を与えた。農村部に対する権力の浸透によって徴兵と徴税を確保した閻錫山が、北伐戦争の勝利を通じて、従来の山西省だけではなく、綏遠、察哈爾、河北、北京、天津へと勢力圏を広げたこと、そして 1930 年代の中原大戦の際に蒋介石に対抗する実力を持つに至ったことは、まさにそれを証明している。

（神戸大学国際文化学研究科博士後期課程学生）

注

- 1) 民国期山西省の「村制」は、1917 年 10 月に閻錫山が山西省の農村社会を「区・村・閭・隣」という四層の構造に編成する制度である。程書嘉「民国期山西省における『村制』の導入—閻錫山の狙い」『国際文化学』第 32 号、2019 年 3 月を参照。
- 2) 「村治」とは、閻錫山が自分の山西省における支配を維持するために、中央政府の農村政策を無視し、他の省と異なり、独自に行われる農村を統制する政策である。閻錫山の話によれば、村治は二つの段階に分けられ、すなわち第一段階は、「村制」（自然村を行政村に編成すること）の実施であり、第二段階は、村民会議の設置によって農村で「自治」を導入することである。第一段階の内容は程書嘉「民国期山西省における『村制』の導入—閻錫山の狙い」『国際文化学』第 32 号、2019 年 3 月を参照。
- 3) 閻錫山「呈大總統文」（1922 年 11 月 11 日）『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010 年、3—8 頁。
- 4) 程書嘉「民国期山西省における『村制』の導入—閻錫山の狙い」『国際文化学』第 32 号、2019 年 3 月、117—120 頁。
- 5) 山西省政協文史資料委員会編『閻錫山統治山西史実』山西人民出版社、1984 年、76 頁。
- 6) 亦鳴「民国期山西省の村制と日本の町村制」『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010 年、382—398 頁。
- 7) 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、2005 年、343 頁。
- 8) 山西省政書編輯処編『山西現行政治綱要』山西省政書編輯処、1921 年、119、120 頁。
- 9) 「市制町村制ヲ定ム」『公文類聚』第十二編明治二十一年第一卷、国立公文書館デジタルアーカイブ、4—6 頁。
- 10) 石川一三夫『近代日本の名望家と自治』、木鐸社、1987 年、156 頁。

- 11) 閻錫山「呈大總統文」（1922 年 11 月 11 日）『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010 年、3－8 頁。
- 12) 閻錫山「訓令各県取締村長運動選舉並將村中公款另推一人經營文」（1921 年 12 月 19 日）『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014 年、463 頁。
- 13) 閻錫山「行知趙城県督令各村妥籌管理村款弁法以免舞弊而息紛爭文」『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014 年、710 頁。
- 14) 杜正貞『村社伝統と明清紳士—山西澤州郷土社会の制度変遷』上海辞書出版社、2007 年、234 頁。
- 15) 山西省地方志弁公室編『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014 年、656 頁。
- 16) 閻錫山「行知大同県選任村閭隣長勿按旧習以郷会会首挨門輪流充当文」（1921 年 10 月 24 日）『山西村政彙編』第一冊、山西省村政処、1928 年、134 頁。
- 17) 閻錫山「指令懷仁県電報撤換不職村長并布告郷約等均受村長直接指揮文」（1918 年 8 月 30 日）『山西村政彙編』第一冊、山西省村政処、1928 年、135 頁。
- 18) 梁漱溟「山西之所見」（1929 年）蘇華、何遠『民国山西読本・政聞録』三晋出版社、2013 年、155－156 頁。
- 19) 前掲『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010 年、259 頁。
- 20) 閻錫山「告各県高小国民学校教員」（1922 年）『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014 年、338 頁。
- 21) 閻錫山「呈大總統文」（1922 年 11 月 11 日）『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010 年、3－8 頁。
- 22) 同上。
- 23) 程書嘉「民国期山西省における『村制』の導入—閻錫山の狙い」『国際文化学』第 32 号、2019 年 3 月、122、123 頁。
- 24) 姚春敏「清代華北郷村社首初探—以山西澤州碑刻資料為中心」『清史研究』中国人民大学清史研究所、2013 年 2 月第 1 期、132 頁。
- 25) 『海潮庵修碑記』1747 年、晋城市城区北石鎮臨澤村所蔵。
- 26) 前掲姚春敏論文、132 頁。
- 27) 「改進村制条例」（1927 年 8 月 18 日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、14 頁。
- 28) 閻錫山「呈大總統文」（1922 年 11 月 11 日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、6 頁。
- 29) 同上。
- 30) 「村民会議簡章」（1927 年 8 月 18 日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、33 頁。
- 31) 「村公所簡章」（1927 年 8 月 18 日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、20 頁。
- 32) 「村監察委員会簡章」（1927 年 8 月 18 日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、42 頁。
- 33) 「修訂息訟会簡章」（1927 年 8 月 18 日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、37 頁。
- 34) 前掲程書嘉論文、112 頁。
- 35) 前掲程書嘉論文、115 頁。
- 36) 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、2005 年、343 頁。
- 37) 山西省村政処編『山西村政彙編』第一冊、山西省村政処、1928 年、28 頁。
- 38) 前掲程書嘉論文、113 頁。

- 39) 「修訂村閭隣長選任簡章」（1927年8月18日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、18頁。
- 40) 「市制町村制ヲ定ム」『公文類聚』第十二編明治二十一年第一卷、国立公文書館デジタルアーカイブ、61頁。
- 41) 「村民会議簡章」（1927年8月18日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、33頁。
- 42) 「修正村長副須知」（1927年8月18日）前掲『民国早期山西村政史料選編』、155－161頁。
- 43) 「村政処組織簡章」（1922年9月）前掲『民国早期山西村政史料選編』、11頁。
- 44) 山西省地方志弁公室編『民国山西政権組織機構』山西人民出版社、2014年、第49頁。
- 45) 同上。
- 46) 陳敬棠は1893年優廩生になり、1899年清朝内閣中書科中書議叙を務め、清末新政が実施された後、山西省諮議局議員に選ばれた。民国が樹立された後は、山西省議會議員、第一回国会参議院議員、六政考核処股長、副処長、村政處處長を歴任した。山西省政協文史資料委員会編『山西辛亥人物伝』三晋出版社、2011年、642頁。
- 47) 馮曦は、1911年日本の早稲田大学に留学し、民国が樹立された後、山西省議会秘書、秘書長、村政処副処長を歴任した。山西省教育委員会編『百家新論』山西人民出版社、1988年、269頁。
- 48) 山西省地方志弁公室編『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年。山西省政協文史資料委員会編『民国早期山西村政史料選編』、2010年を参照。
- 49) 山西省地方志弁公室編『民国山西政権組織機構』山西人民出版社、2014年、48頁。
- 50) 山西省地方志弁公室編『民国山西政権組織機構』山西人民出版社、2014年、49頁。
- 51) 同上。
- 52) 「市制町村制ヲ定ム」『公文類聚』第十二編明治二十一年第一卷、国立公文書館デジタルアーカイブ、97頁。
- 53) 「修訂地方保衛団条例」（1927年8月18日）『民国早期山西村政史料選編』、38頁。
- 54) 同上。
- 55) 同上。
- 56) 劉大鵬『退想齋日記』山西人民出版社、1990年、29頁。
- 57) 閻錫山『治晋政務全書初編』第一冊、山西省村政処、1928年、97頁。
- 58) 「調驗密報煙民規則」（1918年10月24日）山西省地方志弁公室編『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年、199頁。
- 59) 劉大鵬『退想齋日記』山西人民出版社、1990年、306頁。
- 60) 山西省地方志弁公室編『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年、282頁。
- 61) 劉大鵬『退想齋日記』山西人民出版社、1990年、306頁。
- 62) 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』、汲古書院、2005年、333頁。
- 63) 閻錫山「保衛団・叙」『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年、680頁。
- 64) 天津『大公報』、1920年8月17日。
- 65) ジェイムス・ブライス著、松山武訳『近代民主政治』第一卷、岩波文庫、1929年、15頁。

- 66) 民国期における地方自治の思潮に関する内容は、余項科「三十年代中国における国民形成の展開と挫折—梁漱溟と地方自治—考察」『アジア研究』第44巻第二号、1998年3月、第32頁を参照。
- 67) 南桂馨「孫段張三角聯盟前後閻錫山の動態」『山西文史資料』第9輯、山西省政協文史資料委員会、18頁。
- 68) 「呈国民政府誓師討奉文」1927年9月29日、「政府通過閻任第三集團軍司令電」1928年2月29日、閻錫山先生記念会編『閻伯川先生要電録』、1997年、267、312頁。
- 69) 閻錫山「対村政人員講話」(1927年12月)『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年、448頁。
- 70) 同上。
- 71) 閻錫山「村政与三民主義五權憲法之關係」『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年、735頁。
- 72) 孫文「民権主義第六講」『孫中山全集』中華書局、1986年、352頁。
- 73) 孫文『孫中山全集』、中華書局、1986年、189、190頁。
- 74) 閻錫山「村政与訓政之關係」『民国山西村政建設』山西人民出版社、2014年、739頁。
- 75) 「政府決定由三集團軍接收平津電」1928年5月22日、閻錫山先生記念会編『閻伯川先生要電録』、1997年、333頁。
- 76) 王賜余「民德民智民財与民族民権民生」『山西村政旬刊』第15期、1928年6月、40頁。
- 77) 余世存『大民小国—20世紀中国人的命運与抗争』江蘇文芸出版社、2012年、151頁。

参考文献

日本語

- 石川一三夫『近代日本の名望家と自治』木鐸社(東京)、1987年。
- 大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店(東京)、1994年。
- 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会(東京)、1990年。
- 上子秋生「第1期 近代地方行政の黎明期(1860—1880)『我が国の地方自治の成立・発展』第1期、2010年、1—20頁。
- 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院(東京)、2005年。
- 滝田豪「近代中国の国家と社会(一)—山西の村政にみる農村への権力浸透」『法学論叢』146巻1号、1999年、19—39頁。
- 滝田豪「近代中国の国家と社会(二)—山西の村政にみる農村への権力浸透」『法学論叢』147巻6号、1999年、84—101頁。
- 程書嘉「民国期山西省における『村制』の導入—閻錫山の狙い」『国際文化学』第32号、2019年3月、108—130頁。
- 曾田三郎『中国近代化過程の指導者たち』東方書店(東京)、1997年。
- ジェイムス・ブライス著、松山武訳『近代民主政治』第一巻、岩波文庫(東京)、1929年。
- 中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』第六巻、岩波書店(東京)、1958年。
- 中村治兵衛「清代山西の村と里甲制」東洋史研究26(3)、1967年。
- 山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』名古屋大学出版会(名古屋)、1991年。

余項科「三十年代中国における国民形成の展開と挫折—梁漱溟と地方自治—考察」『アジア研究』第44巻第二号、1998年3月、31—70頁。

中国語

杜正貞『村社伝統与明清紳士—山西澤州郷土社会的制度変遷』上海辞書出版社（上海）、2007年。

韓玲梅『閻錫山实用政治理念与村治思想研究』人民出版社（北京）、2006年。

李德芳『民国鄉村自治問題研究』人民出版社（北京）、2001年。

劉大鵬『退想齋日記』山西人民出版社（太原）、1990年。

孟令梅『民国初期山西村治評述』山西省社会科学院（太原）、2001年。

孫文『孫中山全集』中華書局（北京）、1986年。

山西省地方志弁公室編『近代山西政權機構概況』山西人民出版社（太原）、2014年。

山西省地方志弁公室編『民国山西史』山西人民出版社（太原）、2011年。

山西省地方志弁公室編『民国山西村政建設』山西人民出版社（太原）、2014年。

山西省村政処編『山西村政彙編』山西省村政処（太原）、1928年。

山西省教育委員会編『百家新論』山西人民出版社（太原）、1988年。

山西省政書編輯処編『山西現行政治綱要』、山西省政書編輯処（太原）、1921年。

山西省政協文史資料委員会『山西文史資料』、山西省政協文史資料委員会（太原）、1998年。

山西省政協文史資料委員会『閻錫山統治山西史実』山西人民出版社（太原）、1984年。

山西省政協文史資料委員会『山西辛亥人物伝』三晋出版社（太原）、2011年。

山西省政協文史資料委員会『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会（太原）、2010年。

蘇華、何遠『民国山西読本・政聞録』三晋出版社（太原）、2013年。

天津『大公報』、1920年8月17日。

亦鳴「民国期山西省の村制と日本の町村制」『民国早期山西村政史料選編』、山西省政協文史資料委員会、2010年、382—398頁。

姚春敏「清代華北郷村社首初探—以山西澤州碑刻資料為中心」『清史研究』2013年2月第1期、中国人民大学清史研究所（北京）、129—137頁。

余世存『大民小国—20世紀中国人的命運与抗争』江蘇文芸出版社（南京）、2012年。

閻伯川先生紀念会編『民国閻伯川先生錫山年譜』台湾商務印書館（台北）、1988年。

閻伯川先生紀念会編『閻伯川先生要電録』台湾商務印書館（台北）、1996年。

閻錫山『閻伯川先生言論輯要』太原綏靖公署主任弁公室（太原）、1937年。

閻錫山『治晋政務全書初編』山西省公署（太原）、1928年。

参照資料

『海潮庵修碑記』1747年、晋城市城区北石鎮臨澤村所蔵。

『北洋政府档案』125内務部第五冊、中国第二歴史档案館（南京）。

『山西村政旬刊』（1928—1931）、中国国家図書館：3136720160—3136720178。

「市制町村制ヲ定ム」『公文類聚』第十二編明治二十一年第一巻、国立公文書館デジタルアーカイブ。